



中国地方の有線テレビジョン放送事業者からの  
裁定申請に関する論点等について

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点①



	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
①裁定申請の要件確認(協議の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議継続中であつたところ、中国総合通信局が一定期日までに違法状態を解消するよう指導したため、まだ協議が調っていないのに裁定申請となつてしまったものであり、一方的な裁定申請は遺憾。(テレビ新広島、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・申請理由として法令遵守をあげているが、法令遵守のためには、まずは同意無き再送信を中止し、その上で協議すべきなのに、一方的に協議を打ち切るのは遺憾。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブル事業者)</li> <li>・旧岩国市内については、放送地域として同意を出す旨伝えたが、その他の業務区域も併せた同意に拘泥し、協議進展を阻害。(広島テレビ放送→アイ・キャン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議は不調に終わった。(アイ・キャン、Kビジョン→テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・解決の見通しが立たないため、協議を延長できない。(中海テレビ放送、鳥取有線放送、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> <li>・法令遵守のため、協議を延長できない。(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> </ul>	<p>○協議が調わず、又はその協議をすることができないと言えるか。</p> <p>☆中国総合通信局においては、裁定の申請後、全ての事業者双方に対して、直に、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと確認しているところ、「協議が調わず」と言うことができるのではないか。</p>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点②



放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>② 放送の「地域性」及び県域免許制度との関係（地域限定CMに関するものを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送対象地域を超えるものについては、放送の意図を歪曲する（中国放送→アイ・キャン、Kビジョン）。</li> <li>県域免許における区域外である。（テレビ新広島、広島テレビ放送、中国放送、広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン）、（テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビ事業者）</li> <li>放送区域と認識している地域（旧岩国市）への再送信には同意するとしても、この地域との市町村合併により広がった有線テレビジョン放送事業者の業務区域への再送信には同意できない。（広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送→アイ・キャン）</li> <li>地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合は放送の意図を歪曲する。（中国放送、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の県域免許制度は、以前同意を得た時と変わらない。（Kビジョン→テレビ新広島、広島テレビ放送）、（三原テレビ放送、東広島ケーブルメディア、尾道ケーブルテレビ→テレビせとうち）</li> <li>業務区域は放送波の直接受信可能地域である。（アイ・キャン→テレビ新広島、広島テレビ放送）、（日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、鳥取有線放送→テレビせとうち）</li> <li>放送波の直接受信不可能地域の一部について、過去に同意を出していた。（アイ・キャン→テレビ新広島、広島テレビ放送）</li> <li>岩国市域は、山口県、広島県両県の放送を見られることが長年の習慣となっている。また、電波障害対策としても両県の視聴を補償している（アイ・キャン→中国放送、広島ホームテレビ）</li> <li>放送事業者の出版物に、区域外が放送エリアとして掲載されている。（アイ・キャン→広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送、中国放送）、（山陰ケーブルビジョン→テレビせとうち）</li> <li>地域限定CMに関しては、視聴者の認識の問題であり、特にこれまで問題は起きていない。（アイ・キャン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送）、（日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「放送の意図」には、放送事業者がどの地域で再送信を認めるかということも含まれると考えるべきか。</li> <li>○これまで、裁定においては、放送の意図を害し、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない限り正当な理由がないとしているが、この解釈は県域免許制度を形骸化するか。</li> <li>○過去の裁定においては、直接受信可能でないものも同意すべき旨の裁定を行っているが、今回の裁定の判断に当たって考慮すべきものがあるか。</li> <li>○地域限定CMが区域外再送信される場合に、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実があるか。</li> <li>☆再送信同意制度の趣旨を踏まえると、「放送の意図」とは放送の番組編集意図を指し、直接受信可能地域か否かにかかわらず、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということとは含まれないのではないか。 <i>（福岡・大分 論点①）</i></li> <li>☆再送信によって、放送の意図が害され又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。 <i>（福岡・大分 論点②）</i></li> </ul>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点③



	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>③ 経営的な影響と地元放送事業者の承諾</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外再送信の拡大が、地元放送事業者の視聴率の低下など経営的な影響を与える。(テレビ新広島、広島テレビ放送、中国放送、広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・再送信先の地元局の同意がない。(テレビ新広島、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・地元局の区域内再送信の同意文書に、県外波の再送信に了承できない旨、記載されている。(広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・同系列の放送事業者の経営が不安定になることは、ネットワーク体制維持の観点から望ましくない。(広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・再送信先の地元局への番組販売に悪影響がある。(テレビ新広島→アイ・キャン、Kビジョン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視聴エリアの拡大は発局にメリットがある。(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレビピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> <li>・再送信先の地元局が、同状況の別の有線テレビジョン放送事業者には同意しておきながら、当社に同意しないのはおかしい。(アイ・キャン→広島テレビ放送)</li> </ul>	<p>○地元の放送事業者の視聴率や営業収入などの経営状況や系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題が放送元の放送事業者にとって大きな関心事項であることは理解できるが、そのことをもって直ちに、放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実があるか。</p> <p>☆再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。  <u>(福岡・大分 論点④)</u></p>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点④



放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>④著作権処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権処理が不十分である。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビジョン事業者)、(中国放送、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・番組権利料等として、一切の対価を受け取っておらず、協議もしていない。(テレビ新広島→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・再送信における有線テレビジョン放送上の「同意」と著作権法上の「許諾権」との整合性がとれていない。(中国放送、広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権問題は十分認識している。放送事業者に帰属する著作権等については、協議により解決できる問題。(Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・著作権等は再送信される地域とは無関係に存在するのであり、直接受信の不可能地域について著作権処理の不十分さを理由に不同意としておきながら、直接受信の可能地域についてのみ同意するのはおかしい。(アイ・キャン→広島テレビ放送、中国放送)</li> <li>・個別対応が必要な権利処理については処理する。(東広島ケーブルメディア、尾道ケーブルテレビ→テレビせとうち)</li> <li>・一部の権利者団体とは権利処理している。(アイ・キャン、Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)、(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送、山陰ケーブルビジョン、三原テレビ放送、東広島ケーブルメディア、尾道ケーブルテレビ→テレビせとうち)</li> <li>・著作権処理は5団体については、対応済みであり、その他については、協議をしつつ対応する。(アイ・キャン、Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・新しいルールができればそれに従う。(アイ・キャン→テレビ新広島、広島テレビ放送)、(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレピア、中海テレビ放送、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆「放送の意図」を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。</li> <li>☆金銭面の問題については、有線テレビジョン放送法の裁定ではなく、私権である著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の行使によって解決されるべきではないか。 (福岡・大分 論点⑤)</li> </ul>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点⑤



放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>⑤視聴者に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の不利益や経済の停滞につながる。(中国放送、広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・災害時に区域外の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらず、生命財産が脅かされる。(中国放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・国民保護法による指定地方公共機関としての指定は放送区域内についてである。また、政見放送においては、区域外で放送される場合、規定の放送回数を超える場合があることや、災害報道においては、放送区域内の地方自治体と連携する必要があるが、区域外については対応できない。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビ事業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発局の県域との生活・文化的な結びつきは強く、発局の放送は、広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与。(Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・既に長年にわたる視聴習慣がある。(アイ・キャン、Kビジョン→テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・住民には画質の良い区域外波の方を見る習慣がある。(アイ・キャン→広島テレビ放送)</li> <li>・地元民放局との話し合いでは同意には至っていないが、当該民放局は電波送信所が少ないため、受信世帯・協同受信施設が少ないことから、当社の加入者の増加によって、地元民放局の視聴可能世帯数が増加している状況。(アイ・キャン→広島ホームテレビ)</li> <li>・チャンネルの選択権は、視聴者にあり、どの放送、番組を見るかの判断は視聴者に委ねられている。(アイ・キャン→中国放送)、(Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・災害・告知情報に関しては、視聴者の認識の問題であり、特にこれまで問題は起きていない。(アイ・キャン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)、(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレビピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であるとこれまで解されてきたところ、視聴者への影響について勘案する必要はあるか。</li> <li>○視聴者が選局できる環境にある中で、災害時の放送責任について考慮するかどうか。</li> <li>☆地元情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が判断すべき事項ではないため、放送の意図が害され、又は歪曲されることとは関係がなく、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。</li> <li>☆緊急災害情報の円滑な伝達について、県外の放送事業者が県民の生命的・財産的な利益の観点から主張することは、放送の意図が害され、又は歪曲されることとは関係なく、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(福岡・大分 論点⑥)</p>



# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点⑥



放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>⑥ アナログ放送の配信に関する同意状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意なき再送信は有テレ法違反、許諾のない再送信は著作権法違反であり、これらは5基準のうち「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」に該当する。(テレビ新広島→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・同意なく違法再送信を続けることは、5基準のうち「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」に該当する。(中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・同意のないまま業務区域を無通告で拡大させることは、5基準のうち「ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合」に該当する。(広島テレビ放送→アイ・キャン)</li> <li>・一部の共聴施設で同意したといっても、合併後のケーブルテレビ事業者に自動的に同意が継続される合理的理由はない。(広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> </ul> <p>(・同意しない理由が「5つの基準」に該当しないことは承知。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビ事業者))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に、複数回同意を得ており、その後、法制度が変わったわけではなく、同意の際の遵守事項に反した事実もない。同意しないということに納得いかない。(Kビジョン→広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送、中国放送)</li> <li>・同意しない理由が「5つの基準」に該当しない。(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレビピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送→テレビせとうち)</li> </ul>	<p>○ 「5基準」のうち「ケーブルテレビ事業者としての適格性」については、有線テレビジョン放送事業者が資金的・施設的に、「放送の意図」を歪曲せずに継続して再送信が行われるかどうかを判断するための基準であり、コンプライアンスの確保等を判断する一般的な「適格性」とは直接には異なるものとこれまで解されている。</p> <p>この際、i)放送事業者が当初同意していたものの、その後同意しなくなった理由は合理的なものかどうか(今回の意見書にある理由以外のものがあるか)、ii)有線テレビジョン放送事業者は、なぜ今日まで同意が切れていたにもかかわらず裁定申請をしなかったのか等々に基づき判断するべきか。</p>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点⑦



	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>⑦情報格差の是正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビにおける「有料かつ地域限定での情報格差是正」と、地上放送事業における「無料かつ域内あまねく普及」には大きな違いがある。(テレビ新広島→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・情報格差の解消を理由とするならば、区域外再送信地域が際限なく拡大してしまう。(広島テレビ放送→アイ・キャン)</li> <li>・ケーブルテレビジョン事業者は、ケーブルテレビの視聴ができないことにより、情報格差が生じると主張しているが、県域免許の下では、放送区域外のケーブルテレビ契約者の情報格差についてまで関知する立場にはない。(広島テレビ放送→Kビジョン)</li> <li>・当該有線テレビジョン放送事業者は福岡5波を既に再送信しており、それに加え広島波まで再送信する必要はない。(広島テレビ放送→Kビジョン)</li> <li>・地元局が、視聴要望が強い番組の多くを番組購入により放送している。また、衛星放送局もこれら番組を放送している。したがって、既に再送信によらずとも視聴者の要望に応えられており、情報格差は認められない。(広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン)、(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビ事業者)</li> <li>・区域外再送信が認められれば、地元局が番組購入をとりやめ、逆に有線放送に加入していない視聴者の視聴機会を奪うおそれがある。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビ事業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外の放送波の直接受信可能地域においては、アンテナによる直接受信する人との間に 情報格差が生じる。(Kビジョン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・地域情報格差是正に寄与するはずのケーブルテレビに加入したばかりに、放送波の直接受信世帯との間に情報格差が広がることは矛盾している。(アイ・キャン→中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送)</li> <li>・視聴者から再送信の強い要望がある。(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレビピア、鳥取有線放送、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> <li>・発局の県域とは結びつきが強く、番組の有用性が高い。(中海テレビ放送→テレビせとうち)</li> <li>・情報格差是正のため、再送信が必要。(日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレビピア、中海テレビ放送、鳥取有線放送、山陰ケーブルビジョン、出雲ケーブルビジョン→テレビせとうち)</li> </ul>	<p>○4波地域か否かについては、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることとは直接関係があると言えないのではないか。</p> <p>○情報格差の有無は補完的な事情であって、そののみをもって直ちに再送信が認められるかどうかを判断する論点とはならないのではないか。</p> <p>☆情報格差の有無のみに基づいて、正当な理由があるかどうかを判断することはできず、単に情報格差が無いことのみをもって、同意しない正当な理由があるとは言えないのではないか。</p>

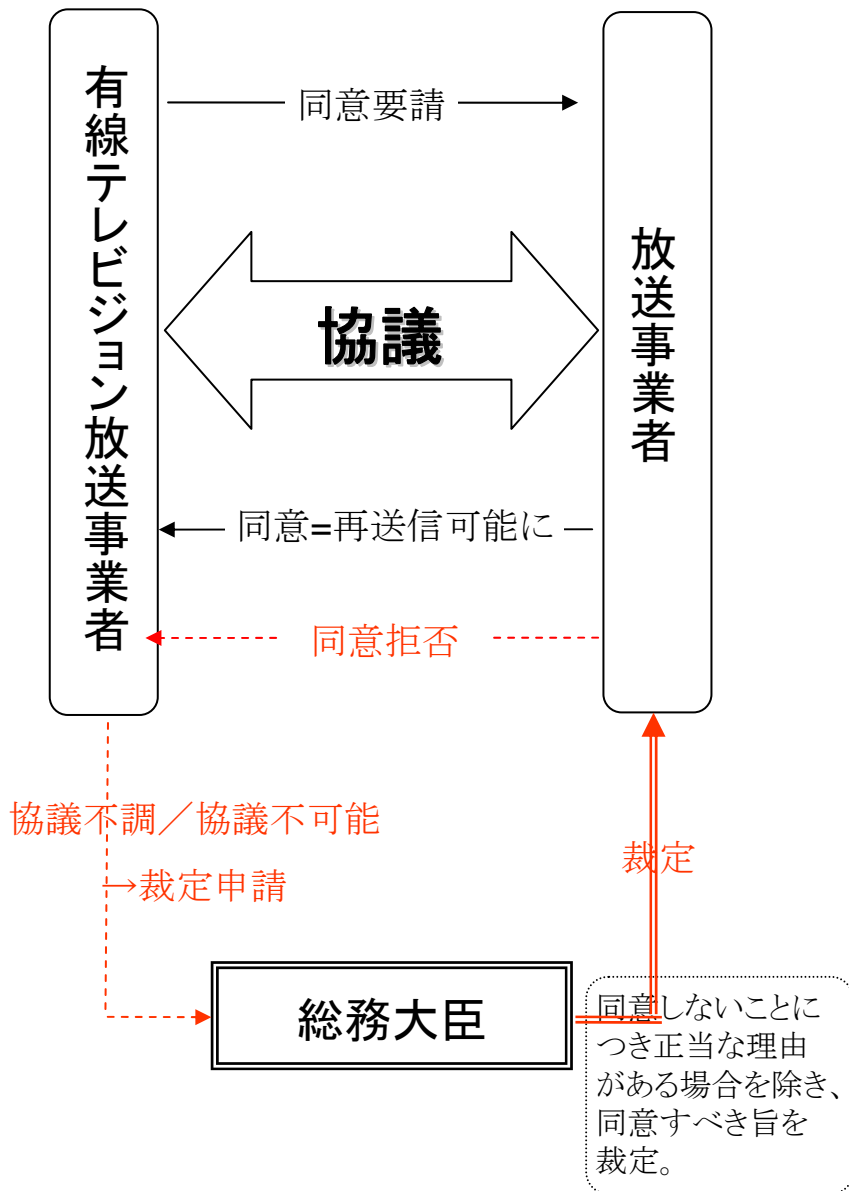


# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点⑧



	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点及び考え方の方向性
<p>⑧ 裁定制度等、裁定制度等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」は実態に合っておらず見直しが必要である。(中国放送、広島ホームテレビ→アイ・キャン、Kビジョン)、(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブル事業者)</li> <li>・ケーブルテレビの発展にかんがみ、裁定制度の廃止又は大幅な見直しが必要である。(広島テレビ放送、中国放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> <li>・過去の同意時は、ケーブルテレビ局は零細ということで同意したが、現在は大規模な事業者も出てきており、経営も良くなってきており、状況が異なる。(テレビせとうち→裁定申請に係る全ケーブルテレビジョン事業者)、(中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ放送→アイ・キャン、Kビジョン)</li> </ul>	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述がないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、「5基準」は現在でも有効であると主張している。)</p>	<p>○裁定制度等の見直しについては、行政への要望事項であり、同意を与えない正当な理由にはあたらないのではないか。</p> <p>☆単なる「5基準」の見直しは、行政への要望であって、同意しない正当な理由とはいえないのではないか。</p> <p>☆本件の個別ケースの判断にあたっては、現行法の再送信同意制度及び裁定制度を前提として、同意をしないことにつき「正当な理由」があるかを判断するものであり、「裁定制度の見直し」といった行政への要望事項は、同意しない「正当な理由」たり得ないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(福岡・大分 論点⑨)</p>

# 再送信同意に関する規定等



## 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)

### 第13条 (略)

- 2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者**(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)**の同意を得なければ、そのテレビジョン放送**若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、**これらを再送信してはならない。**ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。
- 3 有線テレビジョン放送事業者**(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、**放送事業者**又は電気通信役務利用放送事業者に対し、**前項本文の同意**(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、**その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。**
- 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、**その旨を当該申請に係る放送事業者**又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、**意見書を提出する機会を与えなければならない。**
- 総務大臣は、前項の放送事業者**又は電気通信役務利用放送事業者が**そのテレビジョン放送**若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき**正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。**
- 同意をすべき旨の裁定においては、**第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送**若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送、**その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。**
- 総務大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。



## 裁定の判断基準

総務大臣は、再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。（有テレ法第13条第5項）

◆ 「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

## 正当な理由について

《第104回国会衆議院逡信委員会（昭和61年4月23日）で表明》

- ① 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ② 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

# (参考) 過去の裁定事例の概要



## 山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョンの事例(昭和62年7月)

- 1 申請者：山陰ケーブルビジョン(島根県松江市)
- 2 相手方：サンテレビジョン(兵庫県独立U局)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は以下の5点の理由により同意できないと主張した。
  - ①地元放送局の同意がないこと
  - ②電波の受信状況が悪いこと
  - ③番組販売に損失が出ること
  - ④ケーブルテレビは地域密着番組を制作・放送すべきであり、再送信に依存すべきではないこと
  - ⑤チャンネルプランを形骸化すること
- 5 裁定：郵政省としては、
  - ・①、③及び④については、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められないため、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
  - ・②については、申請者の計画する受信点で受信した場合に再送信される放送番組の影像及び音声は実用に供しうるものであり、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
  - ・⑤についても、本件の再送信により周波数割当計画に定められている放送が実施できなくなるような具体的事実は認められないことから、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。

## 高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株)の事例(平成5年6月)

- 1 申請者：高知ケーブルテレビ(株) (高知県高知市)
- 2 相手方：テレビせとうち(株) (岡山県・香川県TX)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は、民放連における申合せに従い、地元放送局の同意が得られていないため同意できないと主張した。
- 5 裁定：郵政省としては、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められず、同意をしない「正当な理由」には該当しないと判断したため、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。